

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(物品管理課) 131
- 北海道立総合体育センターの使用料の徴収事務の委託.....(スポーツ保健体育課) 131
- 北海道立北見体育センターの使用料の徴収事務の委託.....(スポーツ保健体育課) 132

公表

- 北海道苦情審査委員に関する条例による勧告の公表.....(道民相談センター) 132
- 北海道苦情審査委員の活動状況の公表.....(道民相談センター) 132
- 河川整備基本方針の公表(2件).....(河川課) 133
- 道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業に関する実施方針.....(公園下水道課) 133

公告

- 公募型プロポーザルの実施.....(構造改革推進課) 133

支庁告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 136

札幌医科大学告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 138
- 一般競争入札の資格に関する公示..... 139
- 一般競争入札の実施..... 140

道企業局告示

- 北海道企業局工業用水道料金の収納事務の委託..... 141

道立紋別病院告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 141

道立林業試験場公告

- 公募型プロポーザルの実施..... 141

道教育委員会教育長告示

- 北海道立文学館の使用料の徴収事務の委託..... 142
- 北海道立釧路芸術館の使用料の徴収事務の委託..... 142

道選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正..... 142

公布された規則のあらまし

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第60号)

1 趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

目次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....(水産経営課)	122
告 示	
○平成15年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その2).....(総合企画部総務課)	122
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....(市町村課)	124
○鳥獣の保護繁殖一般に支障がないと認められる行為の指定の廃止...(自然環境課)	124
○土地改良法に基づく道営換地処分.....(農地調整課)	124
○土地改良区の役員の就任の届出.....(土地改良指導課)	125
○土地改良区の定款の変更の認可.....(土地改良指導課)	125
○道営土地改良事業計画の決定.....(土地改良指導課)	125
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課)	125
○土地改良事業の施行の同意.....(土地改良指導課)	125
○家畜伝染病の発生.....(酪農畜産課)	126
○漁獲共済に係る規約についての同意の確認.....(水産経営課)	126
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認.....(水産経営課)	126
○区域内特定養殖業者に係る共済契約の締結についての同意の確認.....(水産経営課)	126
○生産事業者の登録.....(森林整備課)	126
○生産事業者の登録の失効.....(森林整備課)	127
○知事権限に係る保安林の指定.....(治山課)	127
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	127
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	127
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課)	128
○行政不服審査法による公示送達.....(建設部総務課)	128
○公有水面の埋立ての免許.....(砂防災害課)	128
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....(都市環境課)	130
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....(公園下水道課)	130
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(出納局総務課)	130
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....(経理課)	131

2 内容
 漁業近代化資金の利子補給率のうち、0.4パーセントのものを0.05ポイント引き上げることとした（第2条第2項の表関係）。

3 施行期日等
 この規則は、公布の日から施行し、平成15年2月20日以後の利子補給承認分から適用することとした。

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年2月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第60号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

告 示

北海道告示第659号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

（総合企画部所管分 その2）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
地域政策事業（一般事業） 地域自らが選択して決定する地域完結型活性化策の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種のソフト事業に対し、支庁が配当された予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体	別記に掲げる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第6号様式 （設備整備事業の場合に限る。） 共通第8号様式 （施設整備事業の場合に限る。） 共通第9号様式 （その他の整備事業の場合に限る。） 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様	共通第2号様式 共通第6号様式 （設備整備事業の場合に限る。） 共通第8号様式 （施設整備事業の場合に限る。） 共通第9号様式 （その他の整備事業の場合に限る。） 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	この補助金は、単独事業に係る市町村負担（地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担）を軽減するために交付するものである。

別記

ソフト系事業分

対 象 支 庁	補 助 対 象 経 費
石狩支庁、網走支庁、胆振支庁、十勝支庁及び根室支庁を除く支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ振興事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併に関する事業
石狩支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ振興事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併又は地方分権等に関する事業 13 雇用創出・就労機会拡大に関する事業
網走支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域人材育成事業 3 地域文化・スポーツ振興事業 4 地域情報化推進事業 5 地域国際化推進事業 6 地域景観形成事業

	7 地域環境保全・創造事業 8 地域間交流・連携事業 9 移住・定住促進事業 10 地域特産品の開発・奨励事業 11 農林水産業の振興に関する事業 12 商工観光業の振興に関する事業 13 市町村広域行政・合併に関する事業
胆振支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ振興事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 地域防災に関する事業 13 市町村広域行政・合併に関する事業
十勝支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ振興事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住・定住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工業の振興に関する事業 12 観光業の振興に関する事業 13 中心市街地の活性化に資する事業 14 市町村広域行政・合併に関する事業

根室支庁

- 1 地域福祉推進事業
- 2 地域文化・スポーツ振興事業
- 3 地域情報化推進事業
- 4 地域国際化推進事業
- 5 地域景観形成事業
- 6 地域環境保全・創造事業
- 7 地域間交流・連携事業
- 8 移住促進事業
- 9 地域特産品奨励事業
- 10 農林水産業の振興に関する事業
- 11 商工観光業の振興に関する事業
- 12 市町村広域行政・合併に関する事業
- 13 産業間交流・連携推進事業

北海道告示第660号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等及び接続用ネットワーク機器等の管理運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル
- 4 随意契約に係る契約金額
32,634,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第661号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成15年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守に関する業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 財団法人 地方自治情報センター
(2) 住 所 東京都千代田区一番町25番地
- 4 随意契約に係る契約金額
329,738,566円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第662号

平成12年北海道告示第536号（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）は、廃止し、平成15年4月16日から施行する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、深川市多度志地区（鷹泊・幌成・宇摩工区）の換地処分をした。

平成15年4月15日

北海道告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任の届出があった。

平成15年4月15日

北海土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成15. 4. 1	理事	渡邊 勲	美咲市字茶志内5378番地1
同	同	伊藤 仁	同 字茶志内5196番地1
同	同	納口 修治	三笠市萱野173番地14
同	同	姫本 州一	同 いちきしり753番地の6
同	同	岩田 良明	岩見沢市稔町913番地
同	同	鎌田 登記雄	空知郡北村字赤川2904番地の3
同	同	細川 正嗣	岩見沢市大願町79番地2
同	同	長井 眞一	同 西川町451番地
同	同	平田 勝實	同 志文町715番地
同	同	竹中 正勝	同 上志文町952番地
同	同	高越 康治	空知郡栗沢町字必成213番地
同	同	河瀬 正雄	同 字北斗731番地
同	同	黒島 勝太郎	同 字砺波433番地
同	同	三嶋 清治	同 字上幌2698番地
同	同	藪中 哲雄	同 字茂世丑2388番地
同	監事	高橋 征次郎	空知郡北村字中央4260番地

江部乙土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成15. 4. 1	理事	石川 芳幸	滝川市江部乙町929番地7
同	同	工藤 茂雄	同 江部乙町987番地4
同	同	石川 賢夫	同 江部乙町700番地
同	同	及川 房夫	同 江部乙町4073番地
同	同	中村 稔	同 江部乙町4076番地
同	監事	石川 吉也	同 江部乙町東10丁目11番28号
同	同	長谷川 郁夫	同 江部乙町934番地

北海道告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年4月4日、乙部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年4月15日

北海道告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年4月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月15日

地区名	事業の種類	縦覧場所
新星	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗きよ、土層改良)	北海道上川支庁
中央幕別	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、土層改良、区画整理)	北海道十勝支庁
西美里別	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道、暗きよ、土層改良)	同

北海道告示第667号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年4月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月15日

地区名	事業の種類	縦覧場所
江差	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、客土、暗きよ)	北海道檜山支庁
清賀	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	北海道日高支庁

北海道告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年4月2日、中川町の行う土地改良（誉平地区維持管理）事業の施行に同意した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第669号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	河東郡士幌町字士幌幹西2線169番地17	平成15. 3. 4
同	同	同	12	富良野市字下フラヌイ1694番地の723	同 15. 3. 5
同	同	同	2	根室市双沖1丁目197番地の2	同
同	同	同	1	白糠郡白糠町庶路基線48番地	同 15. 3.10
同	同	同	5	紋別郡雄武町字幌内668番地	同 15. 3.11
同	同	同	2	標津郡中標津町字豊岡1528番地2	同 15. 3.12
同	同	同	1	紋別郡滝上町字サクルー原野南3線57番地	同 15. 3.13
同	同	同	1	白糠郡白糠町大字庶路村東1線47番地	同 15. 3.18
同	同	同	1	紋別郡滝上町字上渚滑原野51線南15番地	同 15. 3.24
同	同	同	1	白糠郡白糠町庶路基線190番地	同 15. 3.26
同	同	同	1	足寄郡足寄町上利別61番地の2	同 15. 3.27
同	同	同	2	足寄郡足寄町喜登牛694番地	同
同	同	同	1	中川郡豊頃町育素多88番地	同 15. 3.28

北海道告示第670号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出があったので、次の加入区に係る特定第1号漁業者の規約の設定について、同条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

こんぶをとる漁業

加入区 羅臼、宗谷、声問、稚内、香深、鶯泊、鬼脇、仙法志及び沓形

北海道告示第671号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

区 域 区 分	漁業の種類
余 市	小型定置漁業
砂 原	その他の大型定置漁業
広 尾	中型さんま棒受網漁業、その他の中型さし網漁業及び小型いか釣り漁業
厚 岸	中型さんま棒受網漁業
初 山 別	秋さけ定置漁業、その他の大型定置漁業及びえびけた網漁業

北海道告示第672号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

ほたて貝養殖業 羅臼

北海道告示第673号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
4475	有限会社 安彦種苗甫 岩見沢市御茶の水町119番地	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	有限会社 安彦種苗甫 岩見沢市御茶の水町119番地

北海道告示第674号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、その効力を失った。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
3134	有限会社 安彦苗畑 岩見沢市御茶の水町119番地	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	有限会社 安彦苗畑 岩見沢市御茶の水町119番地

北海道告示第675号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 沙流郡平取町字小平72の1・73（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小平72の1・73（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町大字跡永賀村字跡永賀16
- 2 指定の目的 霧害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第677号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び壮警町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 深川市鷹泊2412地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字北落合690の1（次の図に示す部分に限る。）、241の1、241の3、241の4、272

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野7759の32・7759の33（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第679号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書及び第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - (1) 現住所 釧路市文苑1丁目2番1号
 - (2) 審査請求人 斉藤京子
- 2 公示事項
平成10年3月22日付けで提起された道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づく市道路線供用開始処分に係る審査請求について、平成14年11月19日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付できない。よって当該裁決書の謄本は、当庁（北海道建設部総務課用地管理室）で保管し、いつでもこれを交付するので審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

北海道告示第680号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 免許年月日 平成15年4月7日
- 2 免許を受けた者
 - (1) 名称 北海道
 - (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
- 3 埋立区域

(1) 位置	山越郡長万部町字静狩102番1、102番3、102番4、102番5、103番3、103番2、103番1、104番3、104番1、104番4、133番2、133番3、133番4、137番、139番1、141番及び149番地先の公有水面
(2) 区域	次の1の地点から33の地点までを順次に結んだ線、33の地点とA2の地点とを結んだ線、A2の地点とA1の地点とを結んだ線、A1の地点とA22の地点とを結んだ線及び1の地点とA22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
1の地点	3級基準点3C1（X = -157,162.913、Y = 18,765.490、北緯42度35分05秒4499、東経140度28分43秒1511）から方向角342度40分56秒の方向136.26mの地点
2の地点	1の地点から方向角233度34分01秒の方向5.43mの地点
3の地点	2の地点から方向角323度36分36秒の方向0.43mの地点
4の地点	3の地点から方向角233度33分59秒の方向76.10mの地点
5の地点	4の地点から方向角143度33分59秒の方向77.23mの地点
6の地点	5の地点から方向角53度36分36秒の方向0.43mの地点
7の地点	6の地点から方向角143度33分51秒の方向3.30mの地点
8の地点	7の地点から方向角233度33分56秒の方向30.00mの地点
9の地点	8の地点から方向角323度33分51秒の方向3.30mの地点
10の地点	9の地点から方向角53度36分36秒の方向0.43mの地点
11の地点	10の地点から方向角323度33分59秒の方向77.23mの地点
12の地点	11の地点から方向角233度33分58秒の方向49.95mの地点
13の地点	12の地点から方向角323度34分06秒の方向20.37mの地点
14の地点	13の地点から方向角233度34分05秒の方向51.07mの地点
15の地点	14の地点から方向角143度33分20秒の方向20.80mの地点
16の地点	15の地点から方向角233度33分48秒の方向8.04mの地点
17の地点	16の地点から方向角323度33分47秒の方向34.70mの地点
18の地点	17の地点から方向角233度33分40秒の方向3.42mの地点
19の地点	18の地点から方向角323度33分43秒の方向20.30mの地点
20の地点	19の地点から方向角233度34分05秒の方向2.25mの地点
21の地点	20の地点から方向角323度34分10秒の方向9.86mの地点
22の地点	21の地点から方向角53度33分59秒の方向13.71mの地点
23の地点	22の地点から方向角37度33分54秒の方向11.02mの地点
24の地点	23の地点から方向角40度07分10秒の方向10.28mの地点

25の地点	24の地点から方向角60度07分41秒の方向10.07mの地点
26の地点	25の地点から方向角51度26分29秒の方向10.00mの地点
27の地点	26の地点から方向角50度17分54秒の方向10.50mの地点
28の地点	27の地点から方向角68度47分23秒の方向9.86mの地点
29の地点	28の地点から方向角64度13分06秒の方向10.17mの地点
30の地点	29の地点から方向角82度23分05秒の方向11.41mの地点
31の地点	30の地点から方向角106度27分04秒の方向16.57mの地点
32の地点	31の地点から方向角75度07分12秒の方向11.21mの地点
33の地点	32の地点から方向角53度34分07秒の方向10.09mの地点
A2の地点	33の地点から方向角143度35分13秒の方向23.72mの地点
A1の地点	A2の地点から方向角53度32分09秒の方向100.50mの地点
A22の地点	A1の地点から方向角143度16分05秒の方向18.70mの地点
(3) 面積	10,689.10m ² （海浜地盛土 2,794.62m ² ）

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置	山越郡長万部町字静狩102番1、102番3、102番4、102番5、103番3、103番2、103番1、104番3、104番1、104番4、133番2、133番3、133番4、137番、139番1、141番及び149番地先
(2) 区域	次の1の地点とイの地点とを結んだ線、イの地点からリの地点までを順次に結んだ線、リの地点と15の地点とを結んだ線、15の地点から20の地点までを順次に結んだ線、20の地点と又の地点とを結んだ線、又の地点からラの地点までを順次に結んだ線、ラの地点とA3の地点とを結んだ線、A3の地点とA2の地点とを結んだ線、A2の地点とA1の地点とを結んだ線、A1の地点とA22の地点とを結んだ線及び1の地点とA22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
1の地点	3級基準点3C1（X = -157,162.913、Y = 18,765.490、北緯42度35分05秒4499、東経140度28分43秒1511）から方向角342度40分56秒の方向136.26mの地点
イの地点	1の地点から方向角143度34分05秒の方向10.28mの地点
口の地点	イの地点から方向角233度34分04秒の方向11.13mの地点
ハの地点	口の地点から方向角143度34分09秒の方向121.32mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角209度07分24秒の方向27.65mの地点
ホの地点	ニの地点から方向角298度56分09秒の方向18.47mの地点
ヘの地点	ホの地点から方向角209度09分14秒の方向3.24mの地点
トの地点	ヘの地点から方向角118度58分51秒の方向18.50mの地点

チの地点	トの地点から方向角209度08分04秒の方向89.88mの地点
リの地点	チの地点から方向角279度57分13秒の方向131.30mの地点
15の地点	リの地点から方向角323度33分20秒の方向86.52mの地点
16の地点	15の地点から方向角233度33分48秒の方向8.04mの地点
17の地点	16の地点から方向角323度33分47秒の方向34.70mの地点
18の地点	17の地点から方向角233度33分40秒の方向3.42mの地点
19の地点	18の地点から方向角323度33分43秒の方向20.30mの地点
20の地点	19の地点から方向角233度34分05秒の方向2.25mの地点
又の地点	20の地点から方向角323度34分03秒の方向35.84mの地点
ルの地点	又の地点から方向角53度34分00秒の方向13.70mの地点
ヲの地点	ルの地点から方向角55度17分34秒の方向10.61mの地点
ワの地点	ヲの地点から方向角68度59分48秒の方向10.37mの地点
力の地点	ワの地点から方向角38度34分18秒の方向10.35mの地点
ヨの地点	力の地点から方向角36度54分26秒の方向10.43mの地点
タの地点	ヨの地点から方向角38度25分46秒の方向10.87mの地点
レの地点	タの地点から方向角99度26分32秒の方向13.66mの地点
ソの地点	レの地点から方向角60度37分52秒の方向10.07mの地点
ツの地点	ソの地点から方向角79度46分39秒の方向11.14mの地点
ネの地点	ツの地点から方向角95度58分50秒の方向13.55mの地点
ナの地点	ネの地点から方向角83度08分21秒の方向11.99mの地点
ラの地点	ナの地点から方向角53度34分01秒の方向10.09mの地点
A3の地点	ラの地点から方向角143度35分51秒の方向3.06mの地点
A2の地点	A3の地点から方向角143度35分13秒の方向43.10mの地点
A1の地点	A2の地点から方向角53度32分09秒の方向100.50mの地点
A22の地点	A1の地点から方向角143度16分05秒の方向18.70mの地点
(3) 面積	41,682.74m ²
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第681号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 組合の名称 滝川市啓南みなみ土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 滝川市本町3丁目1番1号

- 3 事業施行期間 平成8年4月26日から平成15年9月30日まで
- 4 施行地区 滝川市中島町の一部
- 5 設立認可年月日 平成8年4月22日
- 6 変更の内容 事業施行期間及び資金計画の変更
変更前の事業施行期間
平成8年4月26日から平成15年3月31日まで
変更後の事業施行期間
平成8年4月26日から平成15年9月30日まで
- 7 変更認可年月日 平成15年4月4日

北海道告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画緑地事業1号 石狩川水系緑地
- (3) 事業の施行期間 平成4年4月24日から平成18年3月31日まで
- (4) 事業地
ア 収用の部分 変更なし
イ 使用の部分 平成13年北海道告示第784号の事業地に、旭川市川端町4条4～6丁目地内河川敷地を加える。
- 2(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画公園事業4・3・6号 クリスタルパーク
- (3) 事業の施行期間 平成9年7月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 事業地
ア 収用の部分 平成9年北海道告示第1094号の事業地において、旭川市神楽3条8丁目地内の事業地を変更する。
イ 使用の部分 変更なし

北海道告示第683号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (4) 随意契約に係る契約金額
385,035,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道出納局総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- 2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム端末機等賃貸借 端末機560台
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (4) 随意契約に係る契約金額
77,457,870円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第684号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

2 収納代理金融機関の項帯広市農業協同組合の事項中「帯広市農業協同組合」を「帯広市川西農業協同組合」に改め、同項帯広川西農業協同組合の事項を削り、同項尻岸内漁業協同組合の事項中「尻岸内漁業協同組合」を「えさん漁業協同組合」に改め、同項恵山漁業協同組合の事項、日浦漁業協同組合の事項及び古武井漁業協同組合の事項を削り、同項尾札部漁業協同組合の事項中「尾札部漁業協同組合」を「南かやべ漁業協同組合」に改め、同項木直漁業協同組合の事項、川汲漁業協同組合の事項、白尻漁業協同組合の事項、大船漁業協同組合の事項、安浦漁業協同組合の事項及び小樽機船漁業協同組合の事項を削り、同項留萌漁業協同組合の事項中「留萌漁業協同組合」を「新星マリン漁業協同組合」に改め、同項小平町漁業協同組合の事項、伊達漁業協同組合の事項、有珠漁業協同組合の事項及び豊浦漁業協同組合の事項を削り、同項虻田漁業協同組合の事項中「虻田漁業協同組合」を「いぶり噴火湾漁業協同組合」に改める。

北海道告示第685号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

2 売りさばき人の項社団法人北海道食品衛生協会の事項中「同 夕張支部」を「同 岩見沢支部夕張出張所」に、「同 美唄支部」を「同 岩見沢支部美唄出張所」に、「同 由仁支部」を「同 岩見沢支部由仁出張所」に改める。

北海道告示第686号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立総合体育センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月15日

- 北海道知事 堀 達也
- 1 受託者の名称 財団法人北海道体育協会
 - 2 所在地 札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号

北海道告示第687号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立北見体育センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 財団法人北見市体育協会
- 2 所在地 北見市東陵町27番地

公 表

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第15条第1項の規定による勧告を行ったので、同条例第17条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年4月15日

北海道苦情審査委員 佐藤 トモ
北海道苦情審査委員 渡部 保夫

- 1 勧告の相手
北海道知事 堀 達也
- 2 勧告年月日
平成15年4月4日
- 3 勧告内容

介護支援専門員実務研修受講試験の受験申込みをした申立人が、道から実務経験の期間が足りず、受験資格がないと言われたことに対し、自分と同じ実務経験しかない知人が前年の試験を受験しているとして苦情の申立てがあった。

これを受けて、平成13年度試験の受験申込者4,860名について、当時、道が行った受験資格の審査の状況を再点検した結果、資格を満たさない受験者が10名に及ぶことが判明した。

主な原因は、受験に必要な実務経験の期間に、看護師などの免許取得前の勤務期間を誤って算入していたことによる。

厳正に行われるべき試験制度を預りながら、道の基本的な事務処理のミスにより、受験者に対し不公平な取り扱いを招く結果となったことは、介護保険制度への信頼感を大きく

損ねるものである。

今後、このような問題が再び起きることのないよう、速やかな是正措置を求める。

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成15年1月1日から3月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 苦情申立ての状況

苦情申立ては5件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況（単位：件、人）

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	5	5	0
総 務 部	0	0	0
総 合 企 画 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	1	1	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	2	2	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	2	2	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	5	5	0
道 の 機 関 以 外	0	0	0

合 計	5	5	0
-----	---	---	---

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
保 健 福 祉 部	1	・診療報酬の取扱いについて
農 政 部	2	・農業協同組合に対する持分請求について
		・土地連絡図について
建 設 部	2	・道路整備計画について
		・河川敷地について
合 計	5	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数	
申立てに 対する処 理の状況	審査を終えた事案	3
	審査をしない事案	0
	審査を行っている事案	3
	審査を中止した事案	0
	制度の対象外となった事案	0
	内容を検討している事案	2
	合 計	8

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての3件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数	
審査結果	申立ての趣旨に沿ったもの	1
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	0

の内訳	道の機関の行為に不備がないもの	2
	合 計	3

4 勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはなかった。

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、二級河川床丹川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

(「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課、小樽土木現業所及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、二級河川球浦川、二級河川烏頭川及び二級河川白水川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

(「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課、函館土木現業所及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第3項の規定により、道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業に関する実施方針を平成15年4月10日に定めたので、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、建設部公園下水道課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年4月15日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
コミュニティ・ビジネス運営 札幌地域会計支援業務
- イ 業務内容 会計経理等の実務的な処理能力を持った人材を雇用し、コミュニティ・ビジネスや市民活動等に関する基礎知識を習得させた上で、事業運営上のノウハウが不足しているコミュニティ・ビジネスの事業主体に会計業務ヘルパーとして派遣し、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

ウ 履行期限 平成16年3月25日（木）

(2) プロポーザル参加要件及び選定基準

ア プロポーザルの参加要件

- (ア) 石狩支庁管内に活動拠点を有する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）であること。
- (イ) 法人の設立目的をNPO活動支援とする団体であること。
- (ウ) 企業会計と公益法人会計を理解し、道内のNPO法人への指導実績を有する公認会計士又は税理士がスタッフ等として所属する団体であること。
- (エ) 官公庁との契約実績は問わない。

イ プロポーザルの選定基準

- (ア) 事業者の業務遂行能力
- a 税理士等の指導実績
 - b 実施体制
- (イ) 提案された会計業務支援内容の特徴
- a コミュニティ・ビジネス事業者に対する基本的考え方
 - b 会計業務支援プログラムの評価及び修正
 - c 会計業務ヘルパーの公募及び採用
 - d 会計業務ヘルパーの指導訓練及び養成
 - e 会計業務支援先の募集及び選定
 - f 会計業務ヘルパーの派遣及び統括管理内容

(ウ) 雇用計画

- a 新規雇用者数及び雇用日数
- b 中高年者の雇用

2(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
コミュニティ・ビジネス運営 旭川地域会計支援業務
- イ 業務内容 会計経理等の実務的な処理能力を持った人材を雇用し、コミュニテ

ィ・ビジネスや市民活動等に関する基礎知識を習得させた上で、事業運営上のノウハウが不足しているコミュニティ・ビジネスの事業主体に会計業務ヘルパーとして派遣し、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

ウ 履行期限 平成15年12月25日（木）

(2) プロポーザル参加要件及び選定基準

ア プロポーザルの参加要件

- (ア) 上川支庁管内に活動拠点を有するNPO法人であること。
- (イ) 法人の設立目的をNPO活動支援とする団体であること。
- (ウ) 企業会計と公益法人会計を理解し、道内のNPO法人への指導実績を有する公認会計士又は税理士がスタッフ等として所属する団体であること。
- (エ) 官公庁との契約実績は問わない。

イ プロポーザルの選定基準

- (ア) 事業者の業務遂行能力
- a 税理士等の指導実績
 - b 実施体制
- (イ) 提案された会計業務支援内容の特徴
- a コミュニティ・ビジネス事業者に対する基本的考え方
 - b 会計業務支援プログラムの評価及び修正
 - c 会計業務ヘルパーの公募及び採用
 - d 会計業務ヘルパーの指導訓練及び養成
 - e 会計業務支援先の募集及び選定
 - f 会計業務ヘルパーの派遣及び統括管理内容
- (ウ) 雇用計画
- a 新規雇用者数及び雇用日数
 - b 中高年者の雇用

3(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
コミュニティ・ビジネス運営 札幌地域労務管理支援業務
- イ 業務内容 労務管理等の実務的な処理能力を持った人材を雇用し、コミュニティ・ビジネスや市民活動等に関する基礎知識を習得させた上で、事業運営上のノウハウが不足しているコミュニティ・ビジネスの事業主体に労務管理業務ヘルパーとして派遣し、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

ウ 履行期限 平成15年12月25日（木）

(2) プロポーザル参加要件及び選定基準

ア プロポーザルの参加要件

- (ア) 石狩支庁管内に活動拠点を有するNPO法人であること。
- (イ) 法人の設立目的をNPO活動支援とする団体であること。
- (ウ) 労務管理を理解し、道内のNPO法人への指導実績を有する社会保険労務士がスタッフ等として所属する団体であること。
- (エ) 官公庁との契約実績は問わない。

イ プロポーザルの選定基準

- (ア) 事業者の業務遂行能力
 - a 社会保険労務士の指導実績
 - b 実施体制
- (イ) 提案された会計業務支援内容の特徴
 - a コミュニティ・ビジネス事業者に対する基本的考え方
 - b 労務管理業務支援プログラムに関する基本的考え方
 - c 労務管理業務ヘルパーの公募及び採用
 - d 労務管理業務ヘルパーの指導訓練及び養成
 - e 労務管理業務支援先の募集及び選定
 - f 労務管理業務ヘルパーの派遣及び統括管理内容
- (ウ) 雇用計画
 - a 新規雇用者数及び雇用日数
 - b 中高年者の雇用

4(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
コミュニティ・ビジネス起業家講座業務
- イ 業務内容 一般市民を対象とする連続講座及び個別相談会を通して、コミュニティ・ビジネスへの理解を深め、コミュニティ・ビジネスの起業に当たっての実践的なノウハウを提供することによって、実際の起業を促進することを目的とする。
- ウ 履行期限 平成16年2月27日（金）

(2) プロポーザル参加要件及び選定基準

ア プロポーザルの参加要件

- (ア) 道内に活動拠点を有するNPO法人であること。
- (イ) 平成13年度又は平成14年度にコミュニティ・ビジネスの起業に関する講座等を実

施したことがあること。

- (ウ) 官公庁との契約実績は問わない。

イ プロポーザルの選定基準

- (ア) 事業者の業務遂行能力
業務実施体制
- (イ) 提案された講座内容の特徴
 - a コミュニティ・ビジネスに対する基本的考え方
 - b 講座及びテキストの構成
 - c 講座日程の設定及び受講者の募集方法
 - d 個別相談会の内容
- (ウ) 雇用計画
新規雇用者数及び雇用日数

5(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
コミュニティ・ビジネス啓発事例集作成業務
- イ 業務内容 道内外の元気あふれるコミュニティ・ビジネスの事業活動事例を紹介し、地域住民や企業のコミュニティ・ビジネスに対する関心や理解を深めるとともに、その活動の拡大を目的として、事例集とインターネット上で事例を紹介するデータベースを作成する。

ウ 履行期限 平成16年3月10日（水）

(2) プロポーザル参加要件及び選定基準

ア プロポーザルの参加要件

- (ア) 道内に活動拠点を有するNPO法人であること。
- (イ) 平成13年度又は平成14年度において、「コミュニティ・ビジネス」をテーマにした研究実績やセミナー、フォーラム等の開催実績を有する団体であること。
- (ウ) 官公庁との契約実績は問わない。

イ プロポーザルの選定基準

- (ア) 事業者の業務遂行能力
明確な業務実施体制の明示
- (イ) 事例集の企画・編集能力（具体的紹介ページ見本等の特徴）
 - a コミュニティ・ビジネスに対する基本的考え方
 - b 全体構成
 - c ページ構成
 - d ページデザイン

(ウ) 雇用計画

- a 新規雇用者数及び雇用日数
- b 中高年者の雇用

6 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合企画部政策室構造改革推進課
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 923
 ファクシミリ 011 - 232 - 8924
 メールアドレス yotsuji.makoto@pref.hokkaido.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ア 交付期間 平成15年4月15日（火）から21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）
- イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 平成15年4月22日（火）午後5時（必着）
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 平成15年5月7日（水）午後5時（必着）
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
6の(1)に同じ。
- (4) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
- (5) その他留意事項
詳細は、プロポーザル説明書による。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月15日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- | | |
|---|-----|
| ア(ア) トラクタショベル（バケット容量1.8m ³ ） | 1台 |
| イ(イ) トラクタショベル（バケット容量3.2m ³ ） | 1台 |
| イ(ア) 自走式堆肥切り返し機（トラクタショベル仕様） | 1台 |
| イ(イ) 可搬式温風機 | 2台 |
| ウ(ア) 粉塵用集塵機 | 1台 |
| イ(イ) 堆肥用粗粉砕機 | 1台 |
| ウ(ウ) 堆肥用微粉砕機 | 1台 |
| エ(エ) 電子分析天秤 | 1台 |
| オ(オ) 振とう器 | 1台 |
| カ(カ) 振とう器（カドミウム抽出） | 1台 |
| キ(キ) 純水製造装置 | 1台 |
| ク(ク) 軟水器（既存装置用） | 1台 |
| ケ(ケ) PHメーター | 2台 |
| コ(コ) ECメーター | 2台 |
| サ(サ) 分注器 | 15本 |
| シ(シ) タッチミキサー | 1台 |
| ス(ス) 分光光度計 | 1台 |
| セ(セ) サイレントコンプレッサー（分光光度計用） | 1台 |
| ソ(ソ) 原子吸光度計フレームオートサンプラー付 | 1式 |
| タ(タ) サイレントコンプレッサー（原子吸光度計用） | 1台 |
| チ(チ) 水素化物発生付属装置 | 1台 |
| ツ(ツ) 水銀専用測定システム | 1式 |
| テ(テ) マッフル炉 | 1台 |
| ト(ト) 送風定温恒温器 | 1台 |

(ナ) 幼植物栽培試験装置	1台
(ニ) 振とう恒温器	1台
(ヌ) 蒸留装置	1台
(ネ) 分解装置	2台
(ノ) ホットプレート	1台
(ハ) 自動滴定装置	1台
(ヒ) 実体顕微鏡	1台
(フ) ドラフトチャンパー スクラパー付き	1台
(ヘ) ドラフトチャンパー (過塩素酸対応)スクラパー付き	1台
(ホ) 超音波洗浄器	1台
(マ) ラボラトリーウォッシャー	1台
(ミ) エレクターシェルフ (W1821×D613×H1700)	1台
(ム) エレクターシェルフ (W1212×D460×H1900)	3台
(メ) 器具乾燥棚	4台
(モ) 薬品保冷库	1台
(ヤ) 中央実験台	1台
(ユ) サイド実験台	1台
(ヨ) 作業台	1台
(ラ) 移動式実験台	1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成15年10月31日

(4) 納入場所 北海道後志支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階講堂
(郵送による場合は、郵便番号 044 - 8588 北海道後志支庁総務部会計課)

(2) 入札日時 ア 平成15年5月29日 午後1時30分 (郵送による場合は、平成15年5月28日までに必着のこと。)

イ 平成15年5月29日 午後2時30分 (郵送による場合は、平成

15年5月28日までに必着のこと。)

ウ 平成15年5月29日 午後3時30分 (郵送による場合は、平成15年5月28日までに必着のこと。)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成15年北海道後志支庁告示第2号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道後志支庁総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2225

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

1(1) Tractor Shovel (Bucket Capacity 1.8m ³)	1
(2) Tractor Shovel (Bucket Capacity 3.2m ³)	1
2(1) Compost Turnr (Tractor Shovel Type)	1
(2) Industrial Potable Kerosene Heater	2
3(1) Dust collector	1
(2) Cutting mill for rough smash of compost	1
(3) Ultra centrifugal mill for fine smash of compost	1
(4) Electronic analytical balance	1
(5) Shaker for soil samples	1
(6) Shaker for solvent extraction of cadmium in compost	1
(7) Water Purifier	1
(8) Water Softner (for water purifier, presently existing)	1
(9) pH meter	2
(10) Conductivity Meter	2
(11) Digital buret	15
(12) Mixer for test tube	1
(13) Spectrophotometer	1
(14) Air compressor (for Spectrophotometer)	1
(15) Atomic absorption spectrophotometer	1
(16) Air compressor (for Atomic absorption spectrophotometer)	1
(17) Hydride formation system	1

(18) Mercury analyzer	1
(19) Muffle furnace	1
(20) Forced convection constant temperture oven	1
(21) Young plant cultivation unit	1
(22) Incubator shaker	1
(23) Automated distillation and titration system	1
(24) Digester system	2
(25) Hot plate	1
(26) Automated titration system	1
(27) Stereoscopic microscope	1
(28) Fume hood	1
(29) Fume hood (for perchloricacid use)	1
(30) Ultrasonic cleaner	1
(31) Laboratory glassware washer	1
(32) Shelf (W1821 × D613 × H1700)	1
(33) Shelf (W1212 × D460 × H1900)	3
(34) Drying shelf	4
(35) Pharmaceutical refrigerator	1
(36) Central laboratory furniture	1
(37) Side laboratory furniture	1
(38) Work table for auto sampler of atomic absorption spectrometer	1
(39) Movable work table	1

B . Bid tendering date and time :

- 1 1 : 30 P. M., May 29, 2003
2 2 : 30 P. M., May 29, 2003
3 3 : 30 P. M., May 29, 2003

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Kita 1-Jo Higashi 2-Chome, Kutchan-Cho, Abuta-Gum, Hokkaido, Post code 044-8588, Japan
Tel 0136-22-1111 Ext. 2225

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第40号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年4月15日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借

(1) 患者用寝具	1日1組当たりの単価	調達予定数量	304,693組
(2) 病衣	同	同	160,981組
(3) 肌着(下着)	1枚当たりの単価	同	7,022枚
(4) 肌着(中着)	同	同	7,022枚
(5) 肌着(長着)	同	同	7,022枚
(6) 和オムツ	同	同	53,650枚
(7) 洋オムツ	同	同	12,391枚
(8) オムツカバー	同	同	7,722枚
(9) オマタ	同	同	7,577枚
(10) 宿直用寝具	1日1組当たりの単価	同	16,060組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成15年3月10日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 ワタキューセイモア株式会社
- (2) 住所 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 129.5円
- (2) 42円
- (3) 34円
- (4) 34円
- (5) 34円
- (6) 17円
- (7) 17円
- (8) 60円
- (9) 24円
- (10) 227円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 札幌医科大学事務局業務課

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学告示第41号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年4月15日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年4月15日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資 格 札幌医科大学の複写サービス供給の資格(以下「資格」という。)
- (3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学の複写サービスの供給

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年4月15日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。
- (6) 札幌医科大学の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年4月15日から21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学総務課
 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

平成15年4月15日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

札幌医科大学動物実験施設部の複写サービスの供給
 複写機（白黒・ファックス機能付き） 1台

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第41号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学基礎医学研究棟1階共通会議室

(2) 入札日時 平成15年4月25日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

札幌医科大学告示第42号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

9 契約書作成の要否
要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 札幌医科大学事務局総務課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道立紋別病院（一般病棟を除く。）清掃業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成15年3月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社メンティス
(2) 住 所 北見市大通西4丁目4番地1
- 4 落札金額
33,660,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示
平成15年北海道立紋別病院告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課
(2) 所在地 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北海道企業局工業用水道料金の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における料金の収納の事務の一部を次のものに委託した。
平成15年4月15日
北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

- 1 受託者の名称 株式会社北海道電子計算センター
- 2 所 在 地 札幌市中央区南1条西10丁目2番地

道 立 紋 別 病 院 告 示

北海道立紋別病院告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成15年4月15日

道 立 林 業 試 験 場 告 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成15年4月15日

北海道立林業試験場長 本 橋 正 人

- 1 業務概要
(1) 業 務 名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業/民有林土壌情報整備事業
(2) 業務内容 民有林の土壌図と土壌断面情報及び土壌の理化学性分析値に関する既存資料を電子ファイル化し森林土壌情報データベースを作成する業務を委託する。
(3) 履行期限 平成16年3月12日（金）
- 2 参加資格及び審査の考え方
(1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

- ウ 道内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (2) プロポーザルの審査の考え方
 - ア 新規雇用の計画数と体制
 - イ 事業者の構築実績及び業務処理体制
 - ウ システムの構成・機能・操作性等
 - エ システムの運用・保守体制等
- 3 手続等
 - (1) 担当部科
 - 郵便番号 079 - 0198 美唄市光珠内町東山
 - 北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
 - 電話番号 01266 - 3 - 4164 内線 257
 - ファクシミリ 01266 - 3 - 4166
 - (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法
 - ア 平成15年4月15日（火）から25日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで）
 - イ 交付場所 (1)に同じ。
 - ウ 直接交付する（郵送等はない。）。
 - (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
 - ア 平成15年4月25日（金）午後5時15分
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 持参又は郵送（簡易書留等に限る。）による。
 - (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
 - ア 提出期限 平成14年5月12日（月）午後5時15分
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参すること。
- 4 その他
 - (1) 契約書作成の要否
要
 - (2) 関連情報を入手するための照会先
3の(1)に同じ。
 - (3) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立文学館の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月15日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

- 1 受託者の名称 財団法人北海道文学館
- 2 所在地 札幌市中央区中島公園1番4号 北海道立文学館内

北海道教育委員会教育長告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立釧路芸術館の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月15日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

- 1 受託者の名称 財団法人釧路市民文化振興財団
- 2 所在地 釧路市治水町12番10号 釧路市民文化会館内

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第52号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月15日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- 「同 豊友会千葉 同 富丘1丁目34番11号 57.12. 8
病院」を
- 「同 社団千歳豊 同 富丘1丁目618 - 6 57.12. 8
友会病院」に、
- 「雄武町国民健康保険 同 雄武町字雄武1408 同
病院」を
- 「雄武町国民健康保険 同 雄武町字雄武1482番地2 同
病院」に、
- 「特別養護老人ホーム 同 東旭川町共栄123番地 平15. 3.13
共生園」
- 社会福祉法人室蘭天 室蘭市柏木町417 57.12. 8 を
照福社会軽費老人ホ

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第7号

ム泉寿園			」
「特別養護老人ホーム 共生園	同 東旭川町共栄123番地	平15. 3. 13	
特別養護老人ホーム たいせつの郷	同 東鷹栖 2 線18号1045番地	平15. 4. 6	に、
社会福祉法人室蘭天 照福祉会軽費老人ホ ーム泉寿園	室蘭市柏木町417	57.12. 8	
			」
「豊富町立特別養護老 人ホーム温心園	天塩郡豊富町字上サロベツ2005 番地の29	平13.12.19	を
「特別養護老人ホーム 温心園	天塩郡豊富町字上サロベツ2005 番地29	平15. 4. 6	に、
			」
「清水町特別養護老人 ホーム	同 清水町南 3 条 1 丁目 1	57.12. 8	
芽室町立特別養護老 人ホーム	河西郡芽室町東 5 条 3 丁目 2	同	を
			」
「特別養護老人ホーム せせらぎ荘	同 清水町南 3 条 1 丁目 1	平15. 4. 6	
芽室町立特別養護老 人ホーム	河西郡芽室町東 5 条 3 丁目 2	57.12. 8	に改める。
			」

